

## 平成30年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成30年3月26日（月） 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，青田委員

4 欠席者

5 事務局 小林生涯学習部長，木村学校教育部長，佐藤生涯学習部次長，  
鶴喰生涯学習部次長，阿部管理課長

6 傍聴者 なし

7 付議事項

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第1号  | 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて  |
|       | 議案第2号  | 函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて           |
|       | 議案第3号  | 函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて |
| 日程第2  | 議案第4号  | 函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて             |
| 日程第3  | 議案第5号  | 函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて   |
| 日程第4  | 議案第6号  | 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて     |
| 日程第5  | 議案第7号  | 議決事項の変更に関し、議決を求めることについて                     |
| 日程第6  | 議案第8号  | 教育財産の設定に関し、議決を求めることについて                     |
| 日程第7  | 議案第9号  | 函館市教育振興基本計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて           |
| 日程第8  | 議案第10号 | 函館市スポーツ推進計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて           |
| 日程第9  | 議案第11号 | 函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて              |
| 日程第10 | 議案第12号 | 函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて          |

### ■辻教育長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に、藤井委員，小葉松委員を選任。

- それでは、日程第1、議案第1号、「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第3号、「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第1号から議案第3号の3件について、順次、説明する。
- この3件の改正については、いずれも機構改革等に伴い規定を整備しようとするものである。
- まず、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、主な改正の内容は、まず、第2条の組織であるが、学校教育部に教育政策推進室、教育政策課、学校再編・地域連携課を設置しようとするものである。
- 次に、第3条の事務分掌であるが、生涯学習文化課の事務について、市長部局の規定を勘案し財団に関する規定を削除するほか、美原図書室と亀田福祉センターを施設の廃止に伴い削除している。
- 学校教育課については、学校再編に関する業務等を新たに設置する学校再編・地域連携課に移すほか、今年度末に廃止となる学校教育審議会に関する規定を削除している。また、当課は学校教育部の筆頭課として、学校教育全般に関する各種事務を行っていることから、第16号に「その他学校教育に関すること」を追加している。
- 教育指導課については、第2号に新たな附属機関であるいじめ防止対策審議会に関することを追加している。
- 新たに設置する教育政策課については、教育振興基本計画に関することなどを、同じく、新たに設置する学校再編・地域連携課については、学校の再編に関することなどをそれぞれ担当することとしている。
- 第4条および第5条については、教育政策推進室を置くことにより、規定を整備するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。
- 次に、議案第2号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、機構改革に伴い、職員の職名に教育政策推進室長を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。
- 次に、議案第3号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、学校教育部教育政策推進室の所管に係る事務について、教育政策推進室長が学校教育部長不在時に、代決することができるように規定の整備をするものである。
- なお、この訓令の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

#### ■辻教育長

- 議案第1号から議案第3号について、何かあるか。  
(意見なし)

- 議案第1号から議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第4号、「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正の主な内容は、北海道の「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」の一部改正により、平成30年4月1日から「専門事務主任」と「指導専門員」が新設されることに伴い、規定を整備しようとするものである。
- 専門事務主任については、担任の事務を処理するとともに、事務に関する事項について近隣校への指導、助言に当たる事務職員として、配置できることとなったものである。
- また、指導専門員については、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるとともに、学校栄養職員等への指導、助言に当たる専門員として、配置できることとなったものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第4号について、何かあるか。

■小葉松委員

- 実際に4月から市内で、これに相当する方はいるのか。

■学校教育部長

- 専門事務主任の方ですけども命課基準が定まっており、その基準に定まる事務職については、4月1日からこういう役職に就くということになる。

■小葉松委員

- 多くはないのか。

■学校教育部長

- はい。例えば、人事評価に関わって、直近3回の全体評語がいずれもC以上であるというような評価の経歴、あるいは在職期間9年以上であるなどの条件をクリアした者が命課される。

■辻教育長

- 議案第4号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第5号、「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## ■学校教育部長

- 議案第5号「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、2つ以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2つ以上の学校について1つの協議会を置くことができるとされたこと、地方公共団体のコミュニティ・スクールの導入が努力義務化され、それに伴い、協議会を置く学校を指定する制度が廃止されたこと、協議会が、これまでの学校運営に関することに加えて、学校運営への必要な支援に関して協議することが追加されたことなどに伴い、規定を整備するものである。
- 主な改正内容であるが、第2条は、法改正で学校運営への必要な支援に関して協議することが追加されたことに伴い規定を改めるものである。
- 第3条は、指定制度が廃止されたことに伴い規定を改めるとともに、2つ以上の学校について1つの協議会を置くことができるとされたことに伴い、規定を追加するものである。
- 第5条は、法改正により、コミュニティ・スクールの職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとされたことから、第2項に「学校運営に関する基本的な方針の実現に資するためのコミュニティ・スクールの職員の採用その他任用に関する事項」として規定を追加するものである。
- 第7条第2項は、法改正により、コミュニティ・スクールの運営および当該運営への必要な支援に関し、保護者や地域住民等の理解を深めるとともに、協議会の協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めることとされたため、第6条第2項から規定を移すものである。
- 第8条は、2つ以上の学校について、1つの協議会を設置する場合の委員数を25名以内とするものであり、1校単独で協議会を設置する場合は、従前どおり10名以内としている。また、第2項第3号に、法改正に伴い、学校の運営に資する活動を行う者を追加している。
- 第9条は、年度途中の委員の委嘱または任命に対応するため、規定を改めるものである。
- 第14条は、指定制度が廃止されたことに伴い、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置が追加されたことから、新たに規定を追加するものである。改正前の第15条は、指定制度の廃止に伴い、規定を削除している。以上が主な改正内容の説明である。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

## ■辻教育長

- 議案第5号について、何かあるか。  
(意見なし)
- 議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第6号、「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## ■生涯学習部長

- 議案第6号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市学校設置条例の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、開放校のうち学校再編により廃校となる「潮見中学校」、「凌雲中学校」、「光成中学校」を削り、新たに「青柳中学校」を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

## ■辻教育長

- 議案第6号について、何かあるか。  
(意見なし)
- 議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第7号、「議決事項の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

## ■学校教育部長

- 議案第7号「議決事項の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 議案に添付している、「函館市立戸井西小学校・函館市立日新小学校・函館市立潮光中学校・函館市立日新中学校の統合方針について」をご覧ください。
- 戸井地区の小・中学校の再編については、平成29年8月17日の第8回教育委員会定例会において、統合方針を決定したところであるが、戸井地区は保護者や地域の方々の教育への関心が高く、地域ぐるみで子どもの成長を支える土壌があること、校舎は現潮光中学校を増築して使用する予定であり、施設面においても小中一貫教育を行いやすい環境が整うこと、さらには戸井地区に義務教育学校を設置することについて、先月、保護者および地域の方々を対象とした説明会を開催し、理解が得られたことから、統合方針を変更したいものである。
- 下段の統合方針の表に、変更箇所について記載をしている。
- 1「戸井西小学校と日新小学校の2校、潮光中学校と日新中学校の2校をそれぞれ1校に統合する。」としていたところを、「戸井西小学校、日新小学校、潮光中学校および日新中学校の4校を1校に統合し、義務教育学校を設置する。」に変更、
- 2「統合校の位置は潮光中学校とし、小学校校舎は潮光中学校の敷地内に増築し、中学校校舎は現潮光中学校を使用する。」としていたところを、「統合校の位置は潮光中学校とし、校舎は現潮光中学校を増築し使用する。」に変更、
- 3「統合後の通学区域は、小学校は現在の戸井西小学校と日新小学校、中学校は潮光中学校と日新中学校を合わせた通学区域とする。」としていたところを、「統合後の通学区域は、現在の戸井西小学校、日新小学校、潮光中学校および日新中学校を合わせた通学区域とする。」に変更したいと考えている。
- なお、義務教育学校についての資料を、机上に配布している。

## ■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

■辻教育長

- 前回、議決した時点では、義務教育学校にするというところまでは議決しなかったもので、今回、改めて、議案を提出したところである。

■須田委員

- 義務教育学校というのは、小・中併せて一つの学校ということか。学校の名前も一つで、校歌も一つということか。

■学校教育部長

- はい。

■辻教育長

- 教頭は2人になる。小学校の教頭と中学校の教頭。校長は1人になる。
- この間、いろいろと地域の方とも話を繰り返し、実際に先進的に義務教育学校を設置しているところにも、我々も見に行き、それから校長先生と地域の方、保護者の方にも見に行っていたが、理解をしていただきながら進めてきたところである。予定通り進むと、道南で初めての義務教育学校ということになる。
- それでは、議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第8号、「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの設定は、来年度から、亀田地区統合施設の建設工事に着手するために行うものである。
- まず、箇所図の赤色で示している小さな土地、地番は美原1丁目205番271のうちで、面積は14.70㎡であるが、この土地については、函館市環境部に対して所管替を依頼するものである。
- 次に、図面に黄色で示している細長い土地、地番は美原1丁目205番306で、面積は368.80㎡であるが、この土地については、函館市土木部に所管替を依頼するものである。
- 最後に、図面に青色で示している土地、地番は美原1丁目205番275で、面積は727.37㎡であるが、この土地については、現在、函館市企業局が所管する他会計の財産であることから、異なる会計間での財産移管手続を要するものである。そのため、当委員会は函館市財務部に対して取得依頼を行い、函館市企業局から函館市財務部への移管が完了した後、引継を受ける予定である。

■辻教育長

- 議案第8号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第9号、「函館市教育振興基本計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■学校教育部長

- 議案第9号「函館市教育振興基本計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 「函館市教育振興基本計画」については、先月開催の教育委員会定例会において、パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果等の公表について報告した後、市議会総務常任委員会に資料を配付したところである。本日は、「函館市教育振興基本計画」として正式に決定しようとするものである。
- 今後においては、本計画に基づき、教育の一層の振興を図るべく、各施策の推進に取り組んでまいりたいと考えている。
- なお、函館市教育大綱との関連であるが、昨年11月の定例会で説明したとおり、本計画の成案化後、総合教育会議を书面開催し、本計画を教育大綱に代えることとしたいと考えている。

#### ■辻教育長

- 議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第10号、「函館市スポーツ推進計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第10号「函館市スポーツ推進計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 函館市スポーツ推進計画（案）については、関係団体からの意見聴取や庁内協議、函館市スポーツ振興審議会への諮問および答申、函館市政策会議、さらには本年1月末から2月末までのパブリックコメント手続などを経て、本日の提案に至ったものである。
- これまでスポーツ振興審議会への諮問の議決および答申の報告、パブリックコメント実施報告および結果報告時などにおいて、本計画案等について説明をさせていただいたところである。
- 本計画の策定後は、この計画に基づき、今後の本市におけるスポーツに関する施策の推進に、より一層取り組んでまいりたいと考えていることから、本日の教育委員会定例会において、決定していただくこととするものである。

#### ■辻教育長

- 議案第10号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第10号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第9、議案第11号、「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第11号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 委員の任期満了に伴い、池上 收 氏ほか50名を、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第11号について、何かあるか。

■小葉松委員

- 全員、再任でしょうか。

■生涯学習部長

- 今回は全員、再任です。

■辻教育長

- 議案第11号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第10、議案第12号、「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第12号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し議決を求めることについて」説明する。
- 先の市議会定例会において、函館市いじめ防止対策審議会条例が議決され、平成30年4月1日に施行することから、加賀 重仁 ほか14名を平成30年4月1日から平成32年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第12号について、何かあるか。

■小葉松委員

- この審議会は、どのくらいの頻度で開催予定か。



■学校教育部長

- まだ、詳細の日程は組まれていないが、まず1回目、顔合わせをし、その後、今まで「いじめ等対策委員会」で行われてきた、例えば、未然防止に向けた取り組み、情報交流、生徒との交流ということについては、「いじめ等対策委員会」と同様、年3回は引き続き行う予定である。ほかに重大事態が発生した際に調査するものについては、もちろんそういう事態が起きなければ開催はしないと、そういうようなイメージである。

■辻教育長

- 議案第12号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

- 午後2時25分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 奥ヶ谷 貴史